

公有財産台帳登録状況のチェックの徹底

担当課：財務部財産活用課

| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
|--|---|--|
| <p>1 大阪府公有財産台帳等処理要領では、部局長等は公有財産の使用許可又は貸付を行ったときは、当該年度に公有財産台帳に登録することとされている。また、登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、異動登録をすることとされている。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>2 「内部統制に関する検討作業チーム検討結果」において、制度所管課である財務部財産活用課の取組みが示されている。</p> <p>【内部統制に関する検討作業チーム検討結果】 III 課題解決に向けた取り組み 1 制度所管課等における改善に向けた早期取り組み (2)公有財産の管理事務【財産活用課】 ・平成6年度に印刷物で発行した「公有財産事務の手引き」について、年度内を目途に改訂作業を行っており、改訂版は庁内WEBに掲載するとともに、今後は適宜見直しを行い、内容を充実させる。 ・現在は、実務担当者等を対象に、基礎的な内容について年1回、半日研修を実施するとともに、手引き等で財産管理者が対応できないものについては相談等に対応しているが、今後、基礎研修に加え事例研修を追加するとともに、相談のあった内容について情報共有が図れるよう、庁内WEBへFAQの掲載を検討する。</p> <p>3 財産活用課は、公有財産台帳の登録が適切になされるよう「公有財産事務の手引」を作成するとともに、公有財産事務担当者研修会（平成26年6月30日開催）にて公有財産台帳の入力を財産所管課担当者に周知した。</p> | <p>1 公有財産台帳システムへの入力状況について調べるため、サンプルで府民文化部が所管している土地、建物のうち、行政財産使用許可件数は、「公有財産台帳システムのデータ一覧」及び「行政財産使用許可状況調」により、13件であることを確認した。この両資料を照合したところ、3件の公有財産台帳システムへの登録漏れが確認され、両資料間で9件の不一致が確認された。</p> <p>また、同様に、同部の普通財産の貸付件数は、「公有財産台帳システムのデータ一覧」及び「普通財産貸付状況調」により、6件であることを確認した。この両資料を照合したところ、4件の公有財産台帳システムへの登録漏れが確認され、両資料間で1件の不一致が確認された。</p> <p>なお、不一致の内容としては、使用開始年月日、終了年月日、使用料の更新漏れである。</p> <p>2 使用許可・貸付情報を公有財産台帳に登録する責任のある部局長等が、登録状況のチェックをしていない。</p> <p>3 公有財産台帳システムから所属の公有財産の登録状況を一括して出力し、チェックが可能であることが全庁に周知されておらず、そのことが登録状況のチェックができていない要因と考えられる。</p> | <p>【改善を求めるもの（意見）】 制度所管課である財産活用課は、公有財産台帳システムを活用し、各所属の登録状況について一括出力する方法を周知されたい。</p> <p>その上で、公有財産の使用許可、貸付情報など公有財産に関する情報が適切に台帳登録されているかを各所属がチェックすべきであることを周知徹底されたい。</p> |

措置の内容

- 平成 26 年 9 月 16 日から同月 18 日及び同月 24 日から同月 26 日の計 6 日間、公有財産台帳等管理システムの操作研修を行った。その中で、使用許可等状況一覧表を含め、システムから出力できる帳票について研修資料に記載して説明を行い、周知を図った。
- 同研修において、平成 25 年度の監査の検出事項のうち公有財産台帳の登録に関連するものの一部を抜粋して研修資料に掲載し、公有財産台帳等管理システムへの適切な登録とともに、各所属における入力内容のチェックについて注意喚起を行った。
- 来年度以降の研修（例年 4 月及び 9 月に操作研修を実施）においても、引き続き帳票の出力の周知及びシステムへの登録・確認を適切に行うよう注意喚起を行っていく。